

司法修習委員会（第41回）議事録

1 日時

令和4年2月1日（火）午前10時から午後零時まで

2 開催方法

オンライン会議

3 出席者

（委員）井田良、翁百合、笠井之彦、神村昌通、酒巻匡（委員長）、高瀬浩造、平田豊、藤原浩、増田悦子、山本和彦（敬称略）

（幹事）石井芳明、一場康宏、大原義宏、沖野眞巳、加藤経将、河本雅也、川山泰弘、五島丈裕、佐藤隆之、設楽あづさ、杉山徳明、鈴木謙也、中井淳、松下淳一（幹事長）、山本光太郎（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

ア 導入修習及び集合修習に関する状況等について

イ 実務修習に関する状況等について

ウ 近年の法曹養成制度改革を踏まえた司法研修所の取組の状況について

（2）今後の予定について

5 配布資料

（資料）

80 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

81 導入修習に関するアンケート集計結果

6 議事

（1）委員・幹事の交替

秋吉委員、河瀬委員に替わり神村委員、平田委員が、佐藤（剛）幹事、丸山幹事に替わり大原幹事、加藤幹事が新たに任命された旨の報告がされた。

（2）報告等

一場幹事から、司法修習の実施状況等について報告。修習専念資金の貸与申請について、第74期では令和4年1月5日現在で765件の申請があり、これは修習生全体の約52.6%に当たること、第75期では修習開始の令和3年11月15日現在で528件、令和4年1月5日現在で595件の申請があり、それぞれ、全体の約39.7%及び約44.8%に当たること、兼業許可の状況について、令和3年12月31日現在、第74期では309件を、第75期では236件を、それぞれ許可していることの報告がされた。

(3) 意見交換

ア 導入修習及び集合修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

導入修習及び集合修習に関する状況等について、一場幹事から御報告をお願いします。

(一場幹事)

新型コロナの影響により、第73期の集合修習がオンライン方式で実施された後、これまで第74期及び第75期の導入修習をいずれもオンラインで実施し、さらに、現在、第74期の集合修習もオンライン方式で実施しているところでございます。

オンライン方式による第75期導入修習及び第74期集合修習の状況については、後ほど上席教官の幹事からも報告がありますが、私からは、例年実施しております、修習生に対する導入修習に関するアンケートの結果及び導入修習チェックシートを用いた取組について、御報告します。

導入修習は、第68期から実施されており、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせるとともに、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行われるようにすることを目的とするものです。そして、導入修習の状況を把握し、今後の修習の質の向上に役立てることを一つの目的として、各期において、導入修習終了時及び集合修習開始時の2回にわたり修習生に対してアンケートを実施しております。このうち、導入修習終了時に実施するものを第1アン

ケート、集合修習開始時に実施するものを第2アンケートと呼んでおります。

第72期以降は各期の経年変化を見ることに主眼を置き、質問事項を絞って実施しておりますが、今般、第74期の第2アンケートと第75期の第1アンケートがそれぞれ実施されたところですので、これらについて御報告します。

まず、第74期第2アンケートの回答の集計結果が資料80です。

修習生1454人中1337人がアンケートに回答し、回答率は91.95パーセントとなっております。修習生が分野別実務修習を終えた段階で導入修習について振り返る形で回答したのですが、以下、特徴的な点を御紹介します。

まず、図表の1-1-1は、導入修習を通じて知識などに不足を感じたか否か、不足を感じた場合に分野別実務修習中に自学自修に取り組んだか否かを集計したものであり、図表1-1-2から1-1-4までが、これを第73期の同時期のアンケート結果と比較したものです。知識・能力に不足を感じた者の割合は、第73期と比較すると、いずれも増加しており、そのうち、実際に自学自修に取り組んだ者の割合は、全ての項目で第73期よりも増加し、逆に、自学自修に取り組まなかった者の割合は、全ての項目を通じて減少しております。このような傾向は第72期以降継続しており、導入修習の趣旨に照らしますと、好ましい状況にあるものと考えております。今後もこのような傾向が続くよう、修習生に働きかけていきたいと考えております。

続きまして、図表1-2-1及び1-2-2は、不足を感じて自学自修に取り組んだ修習生が実際に行った自学自修の内容について集計したものです。図表1-2-1は第73期との比較ですが、導入修習直後に行った74期第1アンケートの際にみられた傾向と同様、分野別実務修習に入った後も、基本書を利用した修習生の割合が第73期よりも高くなっていることが指摘できます。

その他特徴的なところとして、図表1-4-1及び1-4-2をご覧ください。これらは、修習生が自学自修の際に工夫した内容を集計したものです。図表1-4-1のとおり、概ね第73期と同様の回答傾向がみられますが、他の修習生に相談

するという回答の割合が減少しています。この点について、導入修習がオンラインで実施されたことによる影響が分野別実務修習まで残ったものであるかは、引き続き、検討する必要があると考えております。

最後に、図表 2-1 と、2-2-1 から 2-2-3 までが、導入修習の各カリキュラムが役に立ったか否かの回答の集計結果です。ほぼ全てのカリキュラムにつき、90 パーセント以上の修習生が役に立った、又は少しは役に立ったと回答しており、分野別実務修習を終えた段階で振り返った修習生からも、肯定的な評価を得られていることが確認できます。

続きまして、第 75 期の第 1 アンケートについて御報告します。回答の集計結果は資料 81 のとおりです。

こちらは、1327 人中 1252 人が回答し、回答率は 94.34 パーセントとなっております。同じくオンラインで実施された第 74 期導入修習に関する第 1 アンケートの回答と基本的に同様の回答傾向がみられますが、特徴的な点をいくつか御紹介します。

図表 1-1 から 1-2-3 までによれば、刑事実体法の知識の項目を除く全ての項目で、知識・能力の不足を感じたと回答した者の割合が第 74 期より増加しております。また、不足を感じたと回答した者のうち、実際に自学自修に取り組んだ者の割合は、いずれも 75 パーセント以上などの高い水準となっております。

続きまして、図表 3-1 は、導入修習中に行った自学自修の内容をまとめたものです。第 74 期に引き続き、法律基本書を用いた者の割合が 6 割を超えており、第 73 期の 52.7 パーセントと比較しますと、高い水準となっております。

図表 4-1 は、知識・能力の不足を感じたものの自学自修に取り組まなかった理由を集計したものです。時間的余裕がなかったことを理由とした者の割合は 34.7 パーセントであり、第 74 期との比較では若干の減少にとどまりますが、導入修習を参集方式で実施した第 73 期では 43.2 パーセントでしたので、これと比較しますと、第 74 期、第 75 期ではいずれも大幅に減少していることが分かります。

これは、導入修習がオンライン方式で実施されたために、通所の時間が不要となったことや、終わった後の飲み会などの機会も減ったということも影響し、自学自修に充てる時間が確保しやすくなったことの影響が表れているのではないかと考えております。

導入修習のアンケートに関する御報告は以上です。

最後に、導入修習チェックシートについても御報告いたします。

導入修習チェックシートは、修習生が導入修習を通じて認識した課題を分野別実務修習の指導担当者に共有し、指導に活用してもらうために修習生が作成するもので、この委員会でも継続的に御議論いただいているものです。第75期におきましても、チェックシートを用いて、修習生が導入修習を通じて認識した課題を実務修習の指導担当者の指導につなげる取組を継続しております。

(酒巻委員長)

それでは、続きまして、司法研修所の各上席教官の幹事から、第75期の導入修習、それから、第74期の集合修習の状況について、簡潔に御報告をお願いします。民事裁判教官室からお願いします。

(鈴木幹事)

まず、第75期の導入修習でございます。総論的な話として、第75期の修習生は新型コロナウイルスの影響で、ロースクールでもオンライン方式による講義を受けていたオンライン世代ということで、オンライン方式による講義に慣れていたということが指摘できます。また、司法研修所の事務局で通信環境の整備等を進めたこと、教官も、第73期集合修習、第74期導入修習を経て、オンラインの講義に対する習熟度が高まっていたことなどから、全体として非常にスムーズにオンライン方式による導入修習が行われたと考えております。

民事裁判科目のカリキュラムの全体としては、要件事実の考え方、事実認定の基本的な手法を指導するほか、適切な争点整理の在り方を意識させ、生きた事件を素材とした分野別実務修習でのトレーニングにつながるよう努めたところです。

個々のカリキュラムについて、起案の解説のカリキュラムにおいては、要件事実の考え方の基礎に実体法、判例の理解があるということを認識させ、要件事実の考え方の理解を深めることができるよう意識して指導を行ったほか、争点整理の重要性を認識するきっかけを与えられるように意識して指導を行いました。また、民事事実認定の手法と留意点のカリキュラムにおいては、事実認定の基本的な考え方、手法を修得してもらうとともに、模擬争点整理のカリキュラムにおいては、民事弁護教官とも連携して、立証の見通しを立てるためにも事実認定能力が必要であるということを理解してもらえるように意識して指導を行いました。

また、第75期においても、課外企画として、オンラインのメリットを生かしながら、ライブ配信方式で実務庁の裁判官のインタビュー企画を実施するなどして、裁判官の仕事に対する理解を深めてもらい、実務修習への興味・関心を高めてもらえるような取組も行いました。

続きまして、第74期の集合修習では、講義の実施方法として、起案の講評等の講義で、代表教官による講義を全体にライブ配信し、修習生のグループ討論を行った後、講義の後半に、各クラスの教官による起案に現れた問題点の解説と質疑応答を行う、といった方法を取り入れました。また、修習生の復習の便宜を考慮して、修習生への資料の提供方法も改善を図りました。

さらに、第74期での新しい試みとして、模擬裁判のカリキュラムにおいて、オンライン方式での尋問も行いました。近未来の民事訴訟の先取りといった感もあり、修習生も非常に熱心に尋問に取り組んでいたところです。

(酒巻委員長)

前提の確認ですが、第75期の導入修習、第74期の集合修習、いずれも、残念ながら全部リモートで実施されたという理解でよろしいですね。

(鈴木幹事)

はい。

(酒巻委員長)

それでは、続きまして、刑事裁判教官室からお願いします。

(河本幹事)

75期導入修習及び74期集合修習の概要は、鈴木幹事からの報告のとおりです。

オンライン修習に関する修習生の感想は、裁判のIT化は不可避である、こうした技術を身につけておかないと将来やっていけないなど、非常に前向きに受け止めておりました。さすがIT世代だなと感じています。

模擬公判なども含め、全てオンラインで行いました。事前には様々な心配をしていましたが、実際のところ、異議、それに対する判断、判断のための合議等、非常にスムーズに行っていました。

修習生の課題として、司法試験では、事実は所与なことから、事案の解決に必要な事実を証拠により認定する実感が持てない、また論点主義ということがいわれています。75期の導入修習では、平易な事案での事実認定起案により証拠による認定の実感を持たせ、論点の背景となる考え方を学ぶ重要性について意識的に説明するとともに、勾留、量刑に関する教育を行いました。量刑に関しては、計画性とか反省といった量刑要素を、刑法との関係で理解する必要があることを意識させる指導しました。実務修習で量刑要素を理屈立てて考えることができたとの感想も寄せられており、今後も続けていきたいと思っております。

第74期の集合修習は、A班が終わったところです。やや複雑な事案を扱っています。事実認定では、証言の信用性、事実の意味・その組立て等、多少突っ込んだ検討が必要となる課題を与えています。身柄に関しては、保釈や接見禁止を扱い、事実認定のコアな部分が罪証隠滅のおそれに関わること、手続の段階が罪証隠滅のおそれに影響があることを理解させる指導を行いました。

また、刑事共通科目として、やや応用型の模擬公判をやらせてもらいました。実務修習でよく勉強しているだけのことはあり、導入段階とは理解の度合いに差が見られました。

(酒巻委員長)

続きまして、検察教官室からお願いします。

(杉山幹事)

オンラインで実施された第75期導入修習と第74期集合修習についての教官及び修習生の受け止めですが、率直に言って、本当に慣れてきた、自然な状態になってきた、といったところで、何か目新しいことがあるわけではなく、淡々とこのオンラインの枠組みの中でしっかりと進んでいるという印象です。昨年までは、初めてということもあり、修習生側からのハレーションあるいは教官側の様々な意見もありましたが、今年はそういった大きな異論のようなものは感じられず、本当に粛々と進んでいるなというのが率直な印象でございます。

検察科目に特化した部分として御紹介したいのは、第75期導入修習の捜査演習という科目でございます。前回の司法修習委員会でも簡単に御紹介させていただいたものですが、丸一日を使い、検察官の捜査業務を理解してもらう授業です。

具体的な実施方法として、まず、教官が、一般論として、捜査の留意点等を説明します。その上で、教室で実施するのであれば、警察から送致された段階の記録を配り、その場で、弁解録取手続で聴取すべき事項について、各自及びグループで検討してもらいます。その後、模擬弁解録取のDVDを放映します。これが力作でして、教官が被疑者役と検察官役、検察事務官役、押送の警察官役まで務め、実際の取調べと同じように、入室から、最終的に読み聞かせて、閲読させて、署名押印させるといった一連の経過を録画したものです。

74期の導入修習では、これが通信環境等の問題で放映できず、弁解録取手続の具体的なイメージを持たせることができなかつたのですが、75期の導入修習では、事務局に努力していただいたおかげで、これを映像として流すことができました。実際の取調べと同じような形で、最初から最後まで、入室から退室まで撮っていますので、やはり実際の取調べがイメージしやすいという感想は多く聞こえたところでございます。

そういったものを見せた上で、次に、検察官として、被疑者の弁解を前提として

の捜査事項を考えさせた上、グループ討論をさせます。その後、教室での実施であれば、さらに、送致後に行った捜査の記録を配布することで、捜査のイメージを持ってもらうということを想定しています。

75期の導入修習に関しては、今申し上げましたように、DVDの放映ができましたので、弁解録取に関する具体的なイメージは持ってもらえたと思います。他方で、記録については、オンラインですので、あらかじめ配らざるを得ず、臨場感はやや欠けるとはありますが、オンラインの中でも、こういった疑似捜査のようなものが具体的にできたのは良かったのかなと考えております。

それから、第74期の集合修習の関係ですけれども、これについては、検察教官室は主担当の教官を決めて、あらかじめ解説の録画のDVDを作っておきました。ただ、それを流すかどうかは、各クラスの教官の判断に任せています。教官によっては、DVDを使った上で補充したり、あるいは、そのDVDを使わずに専ら自分でやるという方もいました。

修習生の感想の中で面白かったものとして、このような解説のDVDを流してくれた方が、通常の形式で行う場合と異なり、当てられるという恐怖感を感じずに安心して受講することができてよい、というものがありませんでした。こういう形の、いい評価といってよいのか分かりませんが、興味深い評価もありました。

このように、検察教官室としても工夫して指導を行っているところでございます。

(酒巻委員長)

それでは、引き続きまして、民事弁護教室からお願いします。

(中井幹事)

総括的なところとして、他の教官室からもありましたとおり、カリキュラムの進行自体は非常にスムーズであったと思います。教官の方もスムーズにできましたし、修習生も非常にオンラインに慣れていたようで、全体としてうまくできたかなと思っております。

ただ、1点、修習生からの感想や、面談で聞いたところによると、オンラインの

不都合性として、修習生同士の人間関係がなかなかうまく取れないという課題があるように感じております。特に、第74期は導入修習も集合修習も全てオンラインということで、中には本当に限られた人としか交流ができず、なくした資料を他の修習生からもらうのも憚られるぐらいに、深い人間関係ができなかったという意見もありました。この点はオンライン修習の難点であったのかなとは思っております。

続いて、民事弁護の各カリキュラムについて御紹介します。

まず、第75期の導入修習です。第74期の導入修習とほぼ同じカリキュラムで実施しました。

ビデオを見ながら事情聴取、法律相談をして、その上で起案を行う問題研究のカリキュラムについては、起案自体をデータで作成させる形で行いましたが、非常にスムーズにできました。パソコンで起案することに修習生も慣れてきていますので、いいやり方だったのかなと思っております。

立証活動と民事執行保全については講義を行いました。これはビデオを見ながら、修習生とやりとりしながら講義をするというものでした。

和解条項については、それぞれの修習生が作成した和解条項をデータとして共有してもらい、それぞれを見比べながら検討するという形で実施しましたが、こちらもやはり修習生がITに慣れていたこともあり、順調に進めることができました。

弁護士倫理は、アンケートの結果で、残念ながら、役に立ったという評価が若干少なかった科目の一つです。これは例年と同様の傾向ですが、恐らく、弁護士倫理はロースクールでも比較的丁寧に取り扱われていることの影響で、目新しさが感じられにくいといったことが考えられます。もっとも、今回、若手弁護士が陥りがちな事例をたくさん紹介してお話をしたところ、個々の意見としては、非常に役に立ったという意見も多く寄せられているところです。ロースクールでの指導内容との重複という課題はありますが、弁護士会からの要望もあるところですので、引き続き、できる限り多様な紹介事例を取り扱うなど、内容の拡充を図っていきたいと考えております。

以上のとおり、第75期も、第74期と同様、カリキュラム全体は順調に実施できたのではないかと考えております。

第74期の集合修習では、修習生同士で法律相談を行うカリキュラム、二つの起案、問題研究を実施しましたが、現在の民事弁護教官室の方針として、起案の講評に関しても教官が一方向的に講評するだけではなくて、修習生同士でグループ討論をさせ、自分たちで起案の書き方を、課題を見つけてもらうという方式を中心としております。

民事弁護の起案は型が決まっていない点が難しく、修習生はどうしても民事裁判のように中立的な目線から書いてしまう傾向が見られますので、我々も、できる限り当事者目線で書いてもらうというところを意識して指導しています。その点、修習生同士で議論をしながら課題を見つけてもらうやり方をすると、彼ら自身で何がいい書面なのかということを考えることとなります。特に、集合修習になると、実務修習を経ているため、分かっている修習生は分かっているという感じで、そのような修習生が他の修習生を引っ張る形で議論が進み、起案講評としても充実したものとなっていると感じています。

オンライン方式について、修習生からは、今後の司法全体のIT化を見据えると、ITに慣れることもでき、非常にいいやり方であったという意見が多かったのですが、初めに申し上げたとおり、人間関係の希薄さという部分だけはどの修習生も口をそろえて言っておりましたので、そこを両立できるような修習を今後もやっていたらいいかなというのが感想でございます。

(酒巻委員長)

それでは、最後に、刑事弁護教官室からお願いします。

(五島幹事)

まず、今回、第75期導入修習も第74期集合修習もオンラインになったわけですが、教える側も教わる側も慣れてきたということで、準備も講義も混乱なく、スムーズに収めることができたというのは他教官室と同様です。

刑事弁護教官室単独で実施したカリキュラムについて簡単に御紹介させていただきますと、まず、先行して行われた第75期導入修習において、刑事弁護教官室単独で実施したカリキュラムは、場面を設定して模擬接見を実施した刑弁演習1、公判前整理手続終結前の段階での想定弁論を作成させて模擬公判の実演をさせた刑弁演習2、量刑のセオリーを確立させることを狙いとして弁論を検討させた刑弁演習3、この3つでございます。

第74期集合修習におきましては、A班が終わったところですが、起訴前の弁護活動と想定弁論を検討させた刑弁問題研究、あとは想定弁論をメインとする起案が2本とその講評を行いました。

オンライン方式になったこととの関係ですが、オンラインの授業でも修習生に会議を立ち上げさせてグループワークをしてもらったり、模擬接見や模擬尋問といった双方向での実演も行っており、チームズの機能を最大限活用しつつ、参集方式に近い形で実施できているという印象はあります。

ただ、刑事弁護の講義では、従前より会議手法の一つとされているブレインストーミング法を取り入れており、修習生同士で、争点との関係で有利な事実、不利な事実を挙げさせ、検討させて、弁護活動の指針となる論拠を確立していくという過程を、参集方式であればワイワイやりながら、これを体感させることを肝としています。ウェブであると、それが参集方式のようにはできないということで、付箋ソフト等、他のアプリケーションを活用するなど工夫してはいますが、やはり参集方式には及ばないところがあるのかなと教官室として感じております。ですので、参集方式による講義ができるようになることを願っているところです。

それから、修習生の受け止めについて、確かに、時間が節約されるため、自分の学習にその時間を充てられるというのは間違いのないと思いますし、楽だと思います。ただその一方で、ウェブだと積極的に発言できないとか、グループ討論をしても、そのグループ討論の話を、他の修習生、すごいなという感じで聞いているだけで、なかなか自ら発言できないという声を実際に聞いたことがあります。振り返って考

えてみると、例えば、修習生に自由に発言させるという場面でも、やはり同じような修習生の発言が目立っていたかなと感じるところもあります。目配りにも限界がありますので、修習生の講義への臨み方とか、修習の修得のレベルが二極化し、差ができてきてしまう、そこは非常に重要な課題かなと思っています。これを克服し、もう少しうまくやるためにどうするのかというところは、引き続き、教官室としても考えていきたいと思っております。

ですので、参集方式がやはり望ましいと思っておりますが、ただ、ウェブをこうやって活用する中で、いろいろ便利なところもあるので、ウェブで便利なところは残しつつ、参集でやはりやってもらいたいところは参集でやると、そんな方法を模索できたらなと考えております。

(酒巻委員長)

各教官室から具体的な御報告をいただきました。この報告につきまして、皆様から御質問、御意見をお伺いしたいと思っておりますが、その前に私から一言だけ。

オンラインないしリモート授業について肯定的あるいは成功例の御紹介があり、受講者の方も非常に慣れてきたということは大変結構なことだと思います。しかし、私自身は、教育そのものについて、これまでの体験上、これは前世紀の遺物か、老兵の感想かもしれません、対面という授業の方式に、強い郷愁があります。

今学期、早稲田大学は、幸い、法科大学院の授業も学部の授業も全て対面で実施しました。結果、その前のリモートはもうこりごりであると感じています。それだけではなく、やはり授業とか教育というものと対面という方式は、本質的なつながりなのではないかという逆向きの感想に、今、凝り固まっております。現在、そんなことはない、むしろ、これからは両方を活用して、より良いものにとというのが世界の大勢ですが、教育、特に法律の教育に、対面という要素は本質的なのではないかという感想を持っています。

これは一委員としての意見でございますので、その上で、今までの御報告について、皆さん方の大学や、あるいは職場での御体験等も踏まえて、御質問とか御意見

がありましたら、どうぞ御自由にいただければと思います。

(山本委員)

第75期については、我々としてもかなり懸念をしてきました。第74期は、基本的には、法科大学院教育は通常どおり受け、その後、司法試験に至るところでコロナの直撃を受けた世代だったわけですが、第75期は、実務系科目等が多く配置されている3年生の段階でかなりコロナの打撃を受けた世代でした。

一橋大学大学院も基本的にはエクスターンなどは中止になりましたし、模擬裁判も通常どおりには全く行えなかった世代です。そういう意味では、実務との架橋という観点で司法研修所教育にうまくなじめていけるのだろうかということは少し懸念と不安を持っていたところでもあります。

今のお話を全体として何う限りにおいては、オンラインに習熟しているというのは、彼らはそれこそ3年生の授業は基本的にずっとオンラインだったので、それはそうだろうと素直に納得できましたが、内容面においても、それほど支障なく導入修習に入っていたということをお伺いしまして、その点は少し安堵をしたところでもあります。

人間関係の希薄さというのは、オンラインでやっているとは仕方がないところが出てくるかと思います。ただ、この世代は2年生までは普通にやっていたので、法科大学院でのつながり、人間関係は確保できていた世代かなと思っております。

その意味では、さらに、次にこの秋に入ってくる人たちは2年生からコロナの影響を受けています。既習者などは、人間関係の形成自体は法科大学院でも非常に難しかった世代であり、法律基本科目を学ぶ2年生の段階からずっとオンラインでやってきたところなので、そういう意味では、ある意味でさらにやや不安なところがある世代ということになるかと思います。

司法研修所の方でも、現在の第75期、さらには第76期については、引き続き、注意深く見守っていただいて、いろいろ情報を教えていただければと思います。

(松下幹事長)

法科大学院でオンラインに習熟した修了生が、修習生としてスムーズに司法修習に取り組んでいる様子を伺い、他方で、それに伴う懸念も伺えて、非常に興味深く感じております。

丸2年、自宅から授業を行い続けた人間として思うのは、酒巻委員長からもお話があったとおり、参集方式には参集方式のメリットがあるということで、今後の課題は、参集方式とそのオンラインをどう組み合わせていくかであると思います。

全面オンラインというのは、ある意味、楽で、全部オンラインだという前提で仕組むことは、この2年間でだいぶ習熟したと思うのですけれども、参集とオンラインを組み合わせるには、例えば、時間割はどうするかとか、教室はどうするかという点で、非常に難しさが伴います。それから、組み合わせ方として、例えばいわゆるハイブリッド方式、一部参集・一部オンラインみたいなものは、全面オンラインよりいろいろなオペレーションが難しいわけですが、今後、そういうノウハウをためて磨いていくことが必要だなと思いました。

(酒巻委員長)

もう少しだけ御意見を伺えればと思うのですが、大学以外の関係者の方で、何か御意見がございましたら。

(高瀬委員)

医療の世界では、多くの方が、法律以上に対面の講義でなければやれないと、今でも思っています。一方で、コロナなどの感染が発生し、教員がクラスターに巻き込まれたりすると、もう絶望的な状態が発生する、そういうリスクがあって、極端な判断を求められたと思います。地方には、大胆に、対面で押し通した大学もありますが、東京の場合はそうはいかなかったので、その二つを組み合わせました。一言で言えば、やはりリモートでの講義と対面での講義を明確に切り分けて、メリハリをつけざるを得ないだろうということです。

問題点も、医療系でもほぼ同じです。医療系は、法律と同じか、それ以上に勉強よりも人間関係の方が大事な領域ですが、それがうまくいかなかったということと、

やはり成績が二極化しました。成績がいい学生はどんどん勝手に勉強するけど、もう一つかなと元々思われた学生はどんどん学力が落ちてしまうということがみられました。

コロナがこれからどうなるかについて、予測はいたしません、どちらにせよ、法律、医療いずれについても、これからはオンラインでの授業と対面での授業の組合せで続いていくということは、もう変わらないと思います。ですから、何をオンラインに回すかをどう決めるかが問題になります。今、導入修習と集合修習をオンラインでという話になっているのですが、そういう切り分け方でいいのかということも改めて検討した方がいいと思います。実務修習はオンラインでやる意味はないと思いますが、集合修習の中でも、例えば公判の部分は対面でやりましょうとか、そういった選択も十分あっていいのかなと。ハイブリッドの話が出ましたが、正直なところ、ハイブリッドは苦勞してやっているわりに、少しも効果が上がった気がないので、私としては、もう少しはっきり分けた方がいいのではないかと思います。

一つだけ、事務方にお聞きしたいのですけれども、今回、インフラ整備等も行われたという話があるのですが、ざっくり、以前、対面で導入修習、集合修習をやっていたときと比べて、リモートでやった場合のコスト、経費は一体どうなったのでしょうか。経費がすごくかさんでいるのであれば、感染が落ち着いたら、できる限り対面に戻すという話が出てくると思うのですが、経費的に、修習生たちの負担も考えて、本当に全体で負担が軽くなっているという話であれば、やはりリモートをこれからも続けていって、予算をもう少し対面で行う実務修習に投入するなど、他の部分を充実させるということがあれば、対面でなければ駄目だと言っている先生方にも、対面のところにもう少しお金がかけられるというようにすれば、納得いただけるのかなと思ったりしています。

(酒巻委員長)

今の最後の御質問について、一場幹事からお願いします。

(一場幹事)

具体的な数字は手元にはないのですが、リモートにしたことによって生じる費用として、まずはチームズのライセンス契約があります。加えて、オンラインの通信を維持するための回線の費用がかかることとなります。

他方、参集していたら本当は必要であった旅費等が生じなかったという部分もございます。国の予算ですので、科目が違いますと流用は難しいのですが、そこを組み合わせなど、もう少し合理的な範囲で、お金の使い方として、うまい形ができないかなとは思っております。

イ 実務修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

次に、実務修習に関する状況等について、一場幹事から御説明をお願いします。

(一場幹事)

まず、実務修習結果簿について御報告します。分野別実務修習の実情把握のために、以前より修習生が記載する実務修習結果簿の第1クール分を集計して分析し、その結果を修習委員会に報告しております。

第71期以降、実務修習結果簿の約3分の1をサンプルとして抽出して集計しており、第74期につきましても、同様に、サンプル集計を実施いたしました。

結論として、コロナ禍の中で実施された第74期におきましても、概ねガイドラインの数値目標を満たしており、ガイドラインに沿った修習を行うことができているのではないかと考えております。引き続き、ガイドラインで示された数値目標を踏まえながら、より質の高い修習を目指していくということが必要だと考えております。

続きまして、令和3年度の司法修習生指導担当者協議会について御報告します。

修習充実のための取組の一環として、司法修習生指導担当者協議会、指担協を実施しているところですが、令和3年度の指担協は令和3年9月に開催され、全国の修習指導担当者と司法研修所の教官との間で修習の充実方策等についての協議が行

われました。

指担協の協議事項1は、第74期の導入修習がオンラインで実施されたことによる実務修習への影響を踏まえながら、各分野において修習生に修得させるべき実務知識や技法について認識を共有した上で、司法研修所と実務庁会との間の連携の在り方について協議するというものです。協議事項2は、協議事項1での協議の内容も前提としながら、修習生にみられる課題の状況や、効果的・効率的に分野別実務修習を充実させるための方策等について協議するというものです。

各分科会における協議内容については、後ほど各上席教官の幹事から御説明いただければと思います。

最後に、選択型実務修習の状況です。第73期では、新型コロナの影響により、選択型実務修習の全国プログラム及び自己開拓プログラムの実施を全面的に取りやめましたが、第74期につきましては、現在、まさに選択型実務修習の期間中であり、感染防止に留意しながら、全国プログラム及び自己開拓プログラムも含めて実施しております。全国プログラムのうち一部のプログラムについては、オミクロン株による感染拡大の影響を受け、受入先等の事情もあって、中止となったものもありますが、全体的には、大きな支障なく、概ね円滑に動いていると思っております。

(酒巻委員長)

続きまして、令和3年度指担協の分科協議について簡潔に各上席教官の幹事から御報告をお願いしたいと思います。まず、民事裁判教官室からお願いします。

(鈴木幹事)

まず、協議事項1、司法研修所と実務庁会との連携、また、導入修習がオンラインで実施されたことの影響という点については、先ほどからも話題に出ておりますとおり、修習開始当初は、修習生同士の横のつながり、人間関係が希薄な印象を受けたけれども、導入修習がオンラインであった分、リアルに飢えていたというか、実務修習のリアルなやりとりを前向きに感じている様子がみられたという意見が出されました。

次に、修習生に修得させるべき実務知識・技法という点について、教官室の具体的な指導内容等をお伝えした上で意見を伺ったところですが、実務庁からは、民事裁判における争点整理の重要性をもっと強調する必要があるのではないかと、主張分析と事実認定が双方同時進行、相互に関連するということをもう少し教えるべきではないかという意見が出されました。また、事実認定について、民事裁判教官室においてはその基本的なフレームワークを指導し、実務庁において、個々の事件に即して個別的に考えていくということを指導するという役割分担がよいのではないかという意見が出されました。

協議事項2の方に移りますと、分野別実務修習の意義、核心部分ということにつきましては、やはり実務修習においては実際に生きた事件を見てもらうということが非常に重要で、実際の事件が争点整理で動いていく様を見てもらうことが重要だという意見や、極めて定型的な事件を除けば、生きた事件でさえあれば、その事件を通じて、時には検討の過程で修習生とも一緒に考える中で、裁判官が苦勞しながら紛争の実相に迫ろうとする姿に触れ、民事裁判の醍醐味を感じてもらうことができるのではないかという意見が出されました。

分野別実務修習の工夫例というところでは、傍聴に適した事件を修習生に伝えるなど、少しの気遣いで、修習の効果が大きく違ってくるのではないかという意見、また、各庁の指導の工夫例を共有するような仕組みを充実させることが望ましいというような意見が出されました。

今後も実務庁との連携を密にして、改善を図っていきたいと考えております。

(酒巻委員長)

続きまして、刑事裁判教官室からお願いします。

(河本幹事)

民事裁判教官室と同様、連携を充実させ、修習の充実を図っています。

導入修習中は白表紙等の紙からの情報しか得られなかったのに対して、実務修習では、目の前で人が話し、判断がなされる、そのダイナミズムに多くの修習生が刺

激を受け、非常に意欲的であると聞いております。

導入修習の段階で明らかになりました、証拠から事実を認定する、そしてその事意味あるものとして組み立てて論理的に説明する点に関する課題を実務庁にお伝えし、生きた事件を基に、その課題の解消に努めてもらうようお願いしております。

また、司法研修所で使用した教材や講義の内容についてできるだけ具体的に伝え、それに対する率直な御意見をいただいております。裁判員裁判が始まって10年、裁判自体のかたち、考え方も、日々変容しているところです。我々も、現在の実務に沿った教え方をしたいと思っておりますところ、教材に、現実離れしている内容があるのではないかという御意見をいただくこともあり、その都度、修正を図っております。その現れとして、刑事裁判の起案に用いる記録は、尋問内容も証拠の内容も必要な範囲に絞られたものになり、他の科目に比しても薄くなっているようです。今後も相互に連携しながら改善を進めていくつもりです。

実務修習上の課題ですが、裁判員裁判の評議の傍聴、これが今、密を避けるという観点から、難しくなってきました。その中で、リレー形式で評議の傍聴をさせてみたり、評議室として少し広い部屋を用意していただいたり、修習の質を上げるために各庁においてかなり努力していただいているという話を聞いております。

今後も、実務庁の頑張りに応えるべく、我々もさらに改善に努めていきたいと思っております。

(酒巻委員長)

続きまして、検察教官室からお願いします。

(杉山幹事)

協議事項1の司法研修所と実務修習庁会との連携について、ということに関しては、実務庁会から率直な御意見をいただきました。

例えば、修習生は記録にある証拠からの事実認定は一定できるけれども、どのような事実や証拠が不足しているのかを検討する能力が不十分だと。これは、検事としての捜査能力ですが、この事件を処理するに当たってどういう事実を解明してい

くのか、そのためにはどういう捜査をするのかといったことを考える必要がありますが、その点がやはり不十分ではないかという御指摘を受けました。

それから、やはりスケジュール管理能力が不足しているという御指摘も受けました。これも、捜査は身柄事件の場合、日程が限られております。長くて20日という枠の中で、スケジュールを前提として動かなければいけない、そういう発想が乏しいのではないかというような御指摘を受けました。

もちろん、我々も先ほど御紹介したように、捜査演習というような中で捜査の基本的な考え方を教えているつもりではありますが、実務庁の御指摘にあったそういった点も踏まえて、今後、より充実した教育内容にしていきたいと考えているところでございます。

協議事項2の分野別実務修習の充実方策について、という点に関しましては、検察実務修習の核心部分というのは、捜査進行中の事件、いわゆる生の事件を取り扱う、それによって修習生の基礎的な実務能力を向上させ、それとともに、修習生の検察の業務に対する理解を深めるという意義があるという点は、実務庁も我々も一致しているところでございます。

そして、このような核心部分の修習を充実させるためには、やはり身柄事件を含む様々な種類の事件の捜査を、複数件、担当させて、事件処理まで行わせることが望ましいという意見が、大方の意見でございます。

これに関しまして、実務庁からの指摘があったのは、修習生の中には、検察に対するイメージが非常に悪い者もおり、体育会系、さらには、上意下達、上の命令が絶対、そんなイメージを持っている人もかなりいる、そうしたことを踏まえ、むしろ検察のありのままの姿をきちんと見てもらうことが大事なのではないかということです。具体的には、例えば、里親検事の元にしばらく置いておく。検察修習は、基本的には修習生室があって、修習生だけがいるということが通常ですが、そうではなく、里親検事の元に朝から晩まで行かせて、里親検事と検察事務官の関係、あるいは里親検事が警察と電話している様子や、裁判員裁判のリハーサルを検察庁

全体で行っている様子を見せる。あるいは控訴審議、これは裁判所の判決に対して控訴するかどうかを協議する、かなり厳しい、いろんな意見が出るものですが、そういったところにも参加してもらって、まさに検察の中で自由闊達に意見を述べ合っている姿を見せる、こういったことをするのがいいのではないかという指摘もございました。

そういった点を共有して、各庁においても実務修習を実施していくということを共有できたことが成果かなと思っているところでございます。

(酒巻委員長)

最後に、弁護分科会はまとまっていますけれど、どういたしましょうか。

(中井幹事)

まず、民事弁護教官室からお話をさせていただいて、刑事弁護教官室から補足していただくことにしたいと思います。

まず、司法研修所と実務庁会との連携という第一の協議事項については、コロナの影響を実務庁会の方に確認しました。コロナの影響については、各弁護士会からのお話ですと、今回は能力面では全く影響はなかったという御意見が多かったです。1庁だけ、第1クールに実施した起案がすごく悪くて、何か影響があったのではないかという話もあったのですが、よく聞いていると、その地域の特殊性もあって、必ずしもコロナの影響とはいえないものでした。全体として、大きな影響はなかったという感じでした。

その後、司法研修所の教育と実務庁会の考え方とのすり合わせをさせていただきました。民事弁護教官室としては、事実認定能力、それから法的分析能力の指導のために、起案中心の教育をしているということをお話しさせていただき、実務庁会からは、弁護士は筋読みと落とし所を探るのが大事なのではないかという話があり、司法研修所の指導と実務庁会での指導の形をどうしていくのかという議論が活発になされました。司法研修所も、事件の筋読みなども非常に重要だという意識はあり、特に民事共通演習では、和解カリキュラム等をやっておりますので、和解の実演な

どを通して、落とし所を考えていくといったこともやっているということをお紹介しました。また、研修所教育ですと、事実調査能力を養うことが難しいので、ここは実務庁会の方にはぜひお願いをしたいというお話をさせていただくなどして、司法研修所でやるべき指導と、実務庁会でやるべき指導についての意見交換ができたと感じております。

それから、分野別実務修習の状況について確認させていただきました。特に気にしていた人間関係の希薄さに関して、先ほど私が申し上げた、修習生同士がうまくコミュニケーションができていないのではないかとこのころは、実務庁会から出された意見でもあります。また、それによって、学力の方にも影響しているのではないかとこのころも指摘もありました。先ほど、一場幹事からのアンケートの結果報告の中で、修習生同士の質問などがあまりできていないというお話がありました。それと関連しているのかもしれませんが、弁護士会の方からは、やはり修習生同士が分からないところをお互いに聞き合ったり、お互いに切磋琢磨するようなことが、今一つできていないので、その部分に関してやはり、実務修習の方でも力を入れなければいけないというお話がありました。

実務修習ですので、弁護士について、まさに体を使って実務を体験してもらおうというのが中心であることは改めて確認をし、実務庁からも、そこは引き続きそういう形で充実させていきたいというお話がありました。ただ、各弁護士会とも、指導担当を見つけるのに非常に苦勞をされているというお話があり、この辺りは、修習の課題としてはいろいろあり得るなという感じがしました。

(五島幹事)

少しだけ補足させていただきます。

まず、先ほど民事裁判教官室の鈴木幹事から、導入修習で飢えていた人との触れ合いが実務修習で発散されたという話がありましたが、実は弁護に関していうと、第1クールで弁護修習になりますと、結局、それぞれの事務所に配属され、飢えたままの状況が続くと。そんな意見もありまして、修習生同士の交流とか、他の弁護

士との交流といったものが、コロナの関係で十分にできていないというところが課題として指摘されましたので、御紹介します。

刑事弁護に関しましては、やはり接見というのが修習生に体感してもらいたいことです。講義では、被疑者から何をどう聴取するか、どういう目標で接見をするか、どういう助言をするべきかといったことを考えさせることはできますが、知識として知っていたとしても、いざ、接見室で被疑者を前にし、被疑者もどういう話をするか分からず、次に接見に行ったときは、またどういう話をするか分からないという、そういう実体験をする中で成長してもらいたいなという部分があります。

また、民事・刑事共通の話として、先ほど中井幹事からもお話がありましたけれども、弁護士は依頼者がいて、その代理人としてその利益のために活動するというのが、他と違うところかなと思っております。要するに、本人の話を踏まえて、かつ自ら事実や証拠を集めて、主張を組み立てなければいけないという特色もあるわけです。そういったところは、司法研修所では紙で、模擬で行うしかないため、こちらからは、そこを実際の事件に携わって体感し、また集合修習で帰ってきてほしいということをお伝えしました。

(酒巻委員長)

それでは、ただ今の実務修習の状況についての御説明に対して、御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(沖野幹事)

2点、感想を申し上げたいと思います。

1点目は、実務庁から、修習生に不足している点の指摘があったということについてですけれども、それをどう受け止めるかということに関してです。詳細は分かりませんが、スケジュール管理というような話もありました。このような点について、まさに実務修習の中でその不足を経験させる、気付かせるということこそが重要になるものもあるのではないかと思います。導入修習などの司法研修所での修習において準備をし、あるいは補完をするのが適切なものもあれば、まさに

実務修習の中でここが足りないという経験をしてもらいたいものもあるのではないかとことです。先ほどまでのお話と重なるところもありますが、司法研修所と各種の修習の間で、何を、どこで、どのように担っていくのかの問題ではないかと思ったところです。

2点目は、本来の話と少し離れてしまうかもしれませんが。私は、この委員会において、司法修習の在り方について、真摯な、充実した検討が行われているということに、いつも感嘆しております。ただ、もちろんここでは修習の在り方について検討すべきなのですけれども、法律家養成という点では全体の中での司法修習という位置づけがあるわけです。具体的にいいますと、やはり大学に身を置いておりますと、大学で何をすべきかということがどうしても気になります。ですので、もちろん大学の側から、修習についてお願いやコメントをさせていただくこともありますが、他方で、フィードバックとして法科大学院や大学に求めるということも、発信というか、検討していただくことが大事ではないかと思ったところです。

例えば、主張分析や要件事実論についての御指摘がございました。要件事実論や主張分析が大切であるということを強調すると、修習生はテスト勉強として大切だとか、頭の良さを問われていると捉えがちだけれども、決してもちろんそれだけではないのだという点なのですが。これなどは、法科大学院においてもやはり法技術もしっかりと学んでほしいということがあるので、技法として捉えがちですけれども、これを学ぶことがどういう意味を持つのかというのは、たしかに、法科大学院でも伝えていくべきではないかと思えます。ただ、これを私が適切に伝えられるかという正直伝えられない部分もあるのではないかとすることがありまして、そういうインプットなども、検討をお願いできればと思うところです。

修習も含めた教育の在り方が変わっていく、また、在学中受験との関係で法科大学院の教育期間が実質短くなる中で、法科大学院等で何をすべきか、そのために司法研修所がどういうことを伝えられるかという点については、法科大学院協会との協議の場もありますし、次の議題でも触れられるようですので、ここで述べること

ではないのかもしれませんが、特に意識をしていただければと今回も感じたところ
でございます。

(酒巻委員長)

今の御意見はまさに次の議題とも深く関係するのですけれども、他に、今の実務
修習についての御質問、御意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(藤原委員)

第74期の実務修習については、本当にうまくいくのかということで心配してい
たのですが、御報告を受けておりますと、非常に順調に進んだと感じております。

今回いただいた資料の中で面白かったのは、導入修習終了時のアンケートと実務
修習を行った後の集合修習開始時のアンケートの二つの比較です。

これを見せていただくと、例えば、民事法の関係なのですが、実体法の知識だと
か手続法の知識に関して、不足を感じなかった人の割合が、導入修習直後のアンケ
ートよりも実務修習を経た後のアンケートの方が減少しております。実務修習を経
験することによって、それまで気付かなかった自分の不足を感じることができたと
いうことがうかがわれ、これは非常に良い傾向だろうなと思っております。

一方、要件事実の考え方につきましては、逆に、当初は不足を感じなかった割合
が6パーセントであったのに対し、実務修習の後のアンケートでは10パーセント
を超えています。これは多分、実務修習での要件事実の存在感というのが司法研修
所での修習のときよりも薄かった、そういうことを感じた結果なのかなと思います。
このアンケート、実務修習前と後の結果を比較すると、非常に面白い論点が出てく
ると思いますので、またそれぞれの分野で参照していただければと思います。

(佐藤幹事)

1点質問させてください。弁護分科会の協議において、夜間接見への同行は修習
生に強制できないので修習生に対する促し方が難しいということが話題となったと
のことですが、もしこれが真に必要なのであれば、説得にとどまらず、制度的に対
応するということは考えられないのかなとも思います。この点はいかがでしょう。

(五島幹事)

制度的にというお話になりますと、一場幹事の方にというお話になるのかもしれませんが、やはり、弁護教官室としては、当然、接見は経験してもらいたいと考えています。実務でも昼間に接見に行くことは多くなく、特に初回接見となると、押送されて戻ってきたときに接見に行くと、どうしても夜になってしまいます。講義の中では、接見の時間がそういう時間であったとしてもそれは一緒について行って経験することは意味のあることなんだよというメッセージは伝えています。ただ、行かなければならないという表現にまでできない事情もやはりありまして、教官室からのメッセージとしては、行った方がいい、そんな程度にとどまるかなというお話をさせていただいたかと思います。

(一場幹事)

若干補足させていただきます。制度ということではいいますと、修習の時間も24時間無制限ということにはなっておらず、基本となる日中の時間をベースとしておりますので、それ以外の時間帯に修習をするということになりますと、あくまで任意での参加ということにならざるを得ないのかなと思います。その意味で、夜間接見に必ず行かなければいけないという形で仕組むのも難しいところがあります。ただ、こちらとしても、接見に行くということは非常に重要であるということとはよく分かっておりますので、修習生には、任意ではありますがけれども、できる限り参加するようにということを訴えかけていきたいと思っております。

(山本幹事)

一般的な質問でございますが、修習生のIT環境についてお尋ねします。司法研修所における状況についてはよく理解したのですがけれども、裁判所とか検察庁、各弁護士会における実務修習において、修習生にとって不足しているIT環境の問題とか、それからIT環境におけるクライアント等の秘密保持の問題とか、IT環境に関して、今現場が困ってらっしゃることとか、不足が感じられていることとか、そういうことがあったら教えていただきたいと思います。

(酒巻委員長)

まず、裁判所について、一場幹事。

(一場幹事)

裁判所の方で聞いておりますのは、民事の方はIT化が大分進んでいるのですが、裁判官が例えば自分の席上で手続をやるようなことがままあるようでして、その場合、当然、ヘッドホンをしてこれを行ってしまうと、修習生がなかなか入りづらいというような課題があるということは聞いております。そもそも、裁判官室でやるのがいいのかどうかという問題もあるのかもしれませんが、修習生をどのようにそれに関与させるかの問題です。別室でやる場合は、普通にパソコンのスピーカーをオンにしてやっていただければ、修習生も問題なく傍聴することができるわけですが、そういったケースがままあるという話は聞いております。

刑事の関係は、基本的にまだ裁判自体のIT化が進んでおりませんので、裁判所の方のITの機器のところで何か支障があるという話は特段聞いておりません。

(酒巻委員長)

検察庁、何か具体的な支障とか、何かございますか。

(杉山幹事)

検察の実務も、IT化については、今後、随時検討していくという段階だと理解しております。そうした中で、修習の絡みでは各教官と修習生が例えばチームズなりを使って連絡が取れる態勢にもあるのですが、それが検察修習に入って、検察修習という形で修習を行う部分に関しては、一切そこは遮断される。検察庁内のITの中で業務をしてもらうというような整理になっております。

今後、検察庁内でのITの検討が進んでいく中で、検察修習におけるITの活用の在り方も考えていくべきことなのだろうと理解しています。

(酒巻委員長)

弁護士事務所、いろいろ多様だと思うのですが、どちらかでお気付きの点があれば御紹介いただければと思います。

(中井幹事)

委員長からもお話のありましたとおり、弁護士事務所は本当に多様で、修習する先の事務所が既にリモートで仕事をしていたり、あるいは書類の保管自体をクラウドで行っているとか、いろいろなタイプが考えられます。そういったこともあり、今期から日本弁護士連合会のガイドラインを少し修正し、事務所ごとに、修習担当ごとに柔軟な対応ができるように大分変革をしております。

そういう意味で、ITに対応した修習ができるように、随時、実務修習の方でも工夫していただいているという状況でございます。

ウ 近年の法曹養成制度改革を踏まえた司法研修所の取組の状況について
(酒巻委員長)

それでは、近年の法曹養成制度改革を踏まえた司法研修所の取組の状況について、一場幹事から御説明をお願いします。

(一場幹事)

令和元年6月に成立公布されました「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」というものがございまして、これにより、令和5年以降の司法試験、修習の期は第77期に対応しますけれども、この司法試験については法科大学院在学中の受験が可能となり、これまで以上に法科大学院における教育と司法修習との間の連携が重要になってまいります。

この点につきましては、今、私も専門委員として関与している中央教育審議会、中教審の大学分科会法科大学院等特別委員会においてもたびたび指摘されているところです。

司法研修所としましては、これまでも法科大学院協会との間で継続的に意見交換を行ってきたところですが、これまで以上にその内容を充実させていきたいと考えております。

具体的には、今般、法科大学院協会に設置されました司法修習連携等検討委員会を通じまして、ウェブ会議を用いることにより、これまで以上に多くの法科大学院

教員の皆様に参加していただく形で意見交換会を実施したり、司法研修所の講義などを傍聴していただく機会を設けたりすることを予定しております。

その中で、先ほど沖野幹事からも御指摘がありましたけれども、修習で何を行っているのかということをもっと深く法科大学院教員の皆様に知っていただいて、それを踏まえた上で、実務家を養成するにあたって司法研修所と法科大学院とでどのように役割分担をして、どのように、何を教えていったらいいのかということをお互いに協議できる場を設けていければいいなと思っています。

現在、司法研修所においては、これまで教官室ごとに検討されがちであった体系的で汎用性のある実務知識・技法を司法研修所全体で共有して、司法研修所教育の在り方を議論するという取組を行っておりまして、この取組におきましては、各分野において修習生に修得させるべき実務知識・技法の本質を追求していくことを前提とし、例えば裁判官による事実認定の本質は何なのかということを追いかけていこうというふうに考えておりますが、こういった取組の状況等についても法科大学院教員の皆様と共有するようにして、実務家を育てるにあたってどういう役割分担がいいのかということを議論していきたいと考えております。

(酒巻委員長)

以上の御説明に対しての御質問、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、これまでの他の話題の内容につきましても、御意見とか御質問があれば、どちらについても結構ですので、御発言いただければと思います。

(山本委員)

1点だけ。法科大学院教員が司法研修所の修習をオンラインで見られる機会をかなり広げていただいたということは大変ありがたいことかなと思います。

他方で、司法研修所の教官が法科大学院の授業とか、特に実務基礎科目の授業を見ていただくという機会、司法研修所の教官は忙しい方が多いのとは思うのですが、そういう機会を設けていただくことができれば、有益かなと思っています。

その上で、先ほど沖野幹事が言われたように、法科大学院の側に対してもアドバ

イスをいただくということもあろうかと思ひますし、それを受けて、司法研修所の中身についてさらに精査していただくということもあろうかと思ひますので、可能であればそういう機会があればいいかなと思ひました。

(酒卷委員長)

他にいかがでしょうか。

(増田委員)

法科大学院との関係ではないのですけれども、今までお話を伺っていて、ウェブ研修の在り方などについては大変工夫されて、私どもとしても大変勉強させていただきました。

司法は、生身の人間を相手にする場所ですので、やはり対面の授業は非常に重要だと思ひますし、それと同時に、教官であるとか、先輩、同志、共に学ぶ者という、その人たちをどれだけ知るか、会うかというところで、知識では得られない経験とか、志とか、思いとか、そういうところが吸収できるのではないかなと思ひます。私達も生身の人間を相手にしている仕事でございますので、そういう感覚を持っております。このようなことも踏まえながら、引き続き頑張っていたいただければと思ひました。

(酒卷委員長)

他にいかがでしょうか。

(翁委員)

私も、IT環境を活用して、ずいぶんいろいろ工夫されているというお話を伺って、大変心強く思ひました。今、増田委員もおっしゃいましたけれども、私どものような企業でも、やはりもうかなり大きく社会が変わって、うまくハイブリッドでやっていくという時代になってきております。

その意味では、リアルの良さとか、人との交流というのをうまく作りながら、オンラインの良さもうまく活かして、これからも取り組んでいただきたいなと思っております。

民間企業では働き方も大きく変わり、オフィスも大きく変わり、人々の意識もずいぶんワークライフバランスを重視するようになり、その中でどうやって生産性を上げていくかとか、人との関係をあまり持っていない、特に若い人たちにどのようにオンザジョブで教育していくかとか、いろいろ悩みながら、ハイブリッドの内容を、ニューノーマルの時代を考えている最中でございますので、今日伺って大変参考になりました。ぜひ法曹の方でもうまくニューノーマル時代の教育を考えていただきたいなと感じました。

7 閉会

(酒巻委員長)

コロナの見通しは本当に不透明ですけれども、本日も活発にいろいろな御議論、御提言をいただきまして、これも踏まえて司法修習のさらなる質の向上に努めていただきたいと思いますと感じたところでございます。

次回の委員会の具体的な日程については、後日、調整させていただくということでございます。

それでは、これをもちまして、第41回の司法修習委員会を終了いたします。